

訳者コメントリー

ICは何のためにあるのか？：自己解釈と自律の多様性

玉手慎太郎（東京大学大学院医学系研究科）

ここに訳出した、赤林&スリングズビー著「インフォームド・コンセント再訪：日本とアメリカ」は、インフォームド・コンセント（以下IC）の通常のあり方に対して疑問を提示し、一般的なIC様式を補完するもう一つ別の様式を検討するものである。前半において日本におけるIC概念の普及史が述べられたのち、後半で理論的主張がなされる。その主張は大きく三つの内容を有する。（1）人々の自己解釈には「独立的」解釈と「相互依存的解釈」の二つがあること。そして（2）これまでのICにおいて主流であった一人称アプローチは「独立的」解釈に親和的であるが、「相互依存的解釈」にはふさわしくないこと。最後に（3）「相互依存的」解釈を有する患者にとっては、家族と相談しながら（時には家族に委任さえすることを含みながら）意思決定を行う《家族によって手助けされる》アプローチが適切であること。

第一の主張において主張される自己解釈の多様性は、西洋と非西洋の文化的相違に重ね合わせられているため、この点において文化相対主義的な反論、いわば「日本には日本のやり方があるのだ」といった反論に結びつくように思われるかもしれないが、それは適切な読みとは言えない。7節の終わりに明示されているように、むしろどの文化の内部にも独立的・相互依存的解釈それぞれを有する個人がいるのであり（文化はあくまで背景の一例であって）、一人一人の自己解釈に注目すべきだというのが、著者らの態度である。

注意すべきは、第二・第三の主張の背後にある

暗黙の仮定であろう。人々の有する自己解釈には二種類ある、というのはあくまで実証的な主張であり、ICのなんらかのあるべきあり方を直接に導くものではない（複数の自己解釈がありうることを受け入れた上で、自己解釈の形式にかかわらず人は自分一人で意思決定をなすべきである、と主張することも可能である）。自己解釈の多様性を受けて著者らは、各人の自己解釈にふさわしい（suitable）様式でのICが選択されるべきだ、という規範的態度の上に議論を展開する。この規範的態度は明示されていないものだが、本論文の重要な前提になっている。

ではなぜそう言えるのだろうか。ここで注意すべきなのが、論文前半において論じられる、日本におけるICの普及の歴史である。そこでの要点は、医師の義務という側面の強調と、それに伴う患者の権利という側面の軽視にある。この問題をふまえて、ICはあくまで患者の権利の尊重のためにあるのだ、と考えるのであれば、患者の望まない形でのICを患者に強制することはその本来の目的に沿うものとはならない。この意味で、本来その基礎であったところの権利への考慮を離れ、ICそれ自体が価値を持ってしまうこと（ICの「過剰な価値付け（over-valuation）」と呼ばれる問題¹⁾）に対する批判が本論文にはみられる。ICの《家族によって手助けされる》アプローチは、時に家族への意思決定の委任を含むがゆえに、一見したところICの考え方に沿うものとは思えないかもしれないが、以上のように考えるならば、むしろそれはIC

に対するより適切なアプローチでありうる。

もちろん、家族の役割を強調した先に患者「不在」の意思決定になってしまっただけは、やはり患者の自律（および患者の権利）を尊重していることにはならない。ではいかにすればそれを尊重していることになるのか？ このように、本論文の問題関心は、ICの再検討を超えて自律概念それ自体の再検討へと進むものである。実際のところ《家族によって手助けされる》アプローチをめぐる本論文の主張は、のちに Akabayashi & Hayashi (2014)²においてさらに展開され、このアプローチと自律概念との関係がより詳細に検討される。ここで詳細を論じることはできないが、そこで言及される「関係性的自律 (relational autonomy)」³のように、自律 (autonomy) と独立 (independence) を区別し、周囲との関係性の中に位置付ける形で自律を理解する試みは近年多くの注目を集めている。それらの考え方からすれば、認知能力のみを条件に、独力で決定することをもって自律的意思決定を捉えるのでは、人々の自律を十分に守ることにはならないだろう。

日本においても IC そのものは人口に膾炙して久しい。いまや医療倫理の常識と言ってよいだろう。しかしその内実には、今なお「再訪」されるべき論点が多々あると言えるのである。

¹ Philip Bielby. 2009. “Toward Supported Decision-Making in Biomedical Research with Cognitively Vulnerable Adults”, Oonagh Corrigan et al. (eds.) *The Limits of Consent: A Socio-ethical Approach to Human Subject Research in Medicine*, Oxford University Press: 151-70. ICの「過剰な価値づけ」には具体的には以下の三つの問題があるとされる：(1) 権利が侵害されているかどうかよりも IC 取得の有無が重視されてしまう。(2) IC が取れているならば他に留意すべき問題はないとされてしまう。(3) IC を取得する上で情報提供と自発的な決定のみに焦点が当てられ、意思決定に対する支援的介入の可能性が無視されてしまう。

² Akira Akabayashi & Yoshinori Hayashi. 2014. “Informed Consent Revisited: A Global Perspective”, Akira Akabayashi (ed.) *The Future of Bioethics*, Oxford University Press: 735-49.

³ 関係性的自律については、Catriona Mackenzie & Natarie Stoljar (eds.) 2000. *Relational Autonomy: Feminist Perspectives on Autonomy, Agency, and Social Self*, Oxford University Press. および John Christman & Joel Anderson (eds.) 2005. *Autonomy and the Challenging to Liberalism: New Essays*, Cambridge University Press. に所収の諸論文を見よ。